

## 第22回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年2月5日(月)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 14名
  - 1番 保坂正雄
  - 2番 切替三夫
  - 3番 奥野元好
  - 4番 地引正和
  - 5番 注連野千佳代
  - 6番 有原敏夫
  - 7番 若林豊
  - 8番 渡邊美代子
  - 9番 10番 露崎春雄
  - 11番 山口武夫
  - 12番 中川喜一郎
  - 13番 14番 山口勝久
  - 15番 関根芳夫
  - 16番 石塚康夫
- 5 欠席委員 2名
  - 2番 石渡正明
  - 13番 小泉勝彦
- 6 農林振興課職員 1名  
篠原主査
- 7 出席事務職員 4名  
菊池事務局長 齊藤主幹 高品主査 福原副主査
- 8 傍聴人 1名

◎開 会

平成30年2月5日午後3時00分 開会

○事務局長（菊池 博君） それでは、委員の皆様、お疲れさまでございます。それでは、始めさせていただきます。

それでは初めに、会長からご挨拶をお願いいたします。

○議長（地引正和君） 皆さん、こんにちは。ご苦労さまでございます。きのうは立春ということで、実質的にはきのうから春ということでございますけれども、まだまだ寒い時期が続いております。インフルエンザが大流行ということで、何かA型とB型が同時に来ているということで、きのうのテレビ見ますと278万人の方がインフルエンザにかかっているというような状況でございますけれども、十分に体にお気をつけいただきまして、インフルエンザかかると大変なことになるみたいですから、よろしくどうぞお願いしたいと思います。ご苦労さまでございます。

○事務局長（菊池 博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。総会の議長は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により会長が行うことになっておりますので、地引会長、よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 会議に先立ちまして、本会議における傍聴人の方には、お手元の傍聴要領を読み上げますので、会議の進行にご協力くださいますようお願い申し上げます。

では、よろしくお願いします。

○事務局長（菊池 博君） それでは、傍聴要領を読み上げさせていただきます。

傍聴要領、1、傍聴する場合の手続。氏名、電話番号等を別紙に記入してください。

2、会議を傍聴するに当たって守っていただく事項。（1）、傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。

（2）、会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。

（3）、会議開催中は、むやみに立ち歩かないでください。

（4）、会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長、委員長 の許可を得た場合は、この限りではありません。

（5）、会議場において、飲食及び喫煙はしないでください。

（6）、会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、鉢巻き、腕章等を着用しないでください。

（7）、会議場においては、携帯電話、ラジオ等の電源を切ってください。

（8）、その他会議の支障となる行為はしないでください。

3、傍聴者が2の事項に違反したときは、退場していただく場合があります。

以上です。

○議長（地引正和君） ただいまより第22回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中14名出席でございますので、会議は成立しております。

欠席委員の報告を申し上げます。2番、石渡正明委員、13番、小泉勝彦委員です。

◎議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

16番、石塚康夫委員、1番、保坂正雄委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成30年1月15日付で申請書の提出がありました。申請内容は、奈良輪在住の個人が同じく奈良輪在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、自営業をされており、後継者もないため、自分で耕作することが困難なことから、知人である譲り受け人に売買の申し出をしたとのことです。譲り受け人は、対象農地が自宅から通作できる距離にあること及び知人からの申し出であったため、その申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、坂戸市場字休所です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料2ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。

農機具等については、草刈り機と農用車を所有しています。譲り受け人は、父親の所有するトラクターを利用して耕うんし、田んぼの草刈りや水回りの管理をしているとのことです。また、田植え、稲刈り、もみすり乾燥については、農地所有適格法人及び大規模農家へ作業委託しているとのことです。このようなことから、耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で180日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が93アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと坂戸市場でも耕作をしているため、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、権利者住所地委員及び申請地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第1号の1については私が権利者住所地担当委員及び申請地担当委員となりますので、この場より私から意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

1月26日、代理人の〇〇〇さんと2人で現地を見ました。今事務局言われましたように、きれいに耕作されているところでございます。そして、譲り受け人ですけれども、昨年も同様に自分の近くの田んぼを買っております。そんなことで、農業意欲満々というようなことでございますので、私のほうからは以上のとおり報告させていただきます。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の2についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成30年1月22日付で申請書の提出がありました。申請内容は、下新田在住の個人が市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、高齢で遠方に居住しており、農地の管理ができないため売買をしたいとのことです。譲り受け人は、対象農地が自宅から近く、耕作上便利であることから売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料3ページの位置図をごらんください。場所は、下新田字国一伝です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料4ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地が3筆ありま

す。対象農地は、袖ヶ浦公園の上池付近に位置し、常時水位があり、深い田んぼでトラクターが入れないため耕作ができないというものでした。そのほかの農地については、全て耕作がされています。

農機具等については、トラクターや田植機、コンバインにもみすり乾燥機等を所有しており、耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で320日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が262アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人はもともと下新田地区で耕作をしているため、今後とも地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、権利者住所地委員及び申請地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、山口武夫委員。

○11番（山口武夫君） 11番、山口です。1月26日の午前10時に申請人と現地で会い、現地を確認したところ、田はきれいに耕されており、また農家要件も満たされており、何ら問題ないと思いますので、審議のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○14番（山口勝久君） 14番、山口です。今まで今回の譲り渡し人の方は、要するにこの土地ですけれども、耕されていたということですが、今回譲り受け人の方がつくられていたのでしょうか、今まではどんなふうにあれしていたのか。

○議長（地引正和君） どうぞ、事務局。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。今までは、地元の〇〇〇さんではない農家さんをお願いをして管理をしていただいていたそうです。今回は、〇〇〇さんに売買を申し出たということです。

○議長（地引正和君） 有原さん。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。ぴったり同じ質問だったのですけれども、今違う方が耕作されていたということで、では今回かわる方とその辺はうまく交渉はいったのでしょうか。

○議長（地引正和君） 事務局。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。今回買う方と今まで耕作されていた方が違うという点なのですが、それは今回の売買の申し出をする前に相対で一応来年からは〇〇〇さんに耕作をしてもら

うつもりだということですので了解は得ているということです。

○議長（地引正和君） いいですか。

○7番（有原敏夫君） 契約はしていなかったのですか。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。農家台帳上は、小作権等についてはついておりませんでした。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の3についてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成30年1月16日付で申請書の提出がありました。申請内容は、坂戸市場在住の個人が市外在住の個人から共有名義の農地を売買により取得しようとする案件です。譲り渡し人は、遠方に居住しており、高齢で後継者もおらず、農地を管理することができないため売買をしたいとのことです。譲り受け人は、対象農地の隣接地を所有しており、耕作上便利であることから売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料5ページの位置図をごらんください。場所は、大曾根字曲本です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料6ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地が1筆あります。対象農地は、傾斜地にあり、耕作が困難なことから管理ができないとのことでした。その他の農地については、全て耕作及び保全管理がされておりました。

農機具等については、トラクターと耕運機、軽トラを所有しており、田植え、稲刈り、もみすり乾燥については農事組合法人に作業委託しているとのことです。このことから、耕作に必要な機械はお

おむねそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で440日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が69アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人はもともと大曾根地区で耕作をしているため、今後とも地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当委員の現地調査の報告を求めます。

1番、保坂正雄委員。

○1番（保坂正雄君） 1番、保坂です。1月の25日午後1時半に申請人の〇〇〇さんと立ち会いのもと、現場確認しました。現地は保全管理ということで、草も刈ってあり、きれいな状態で、特に問題はありませんでした。それで、この場所は議案資料のとおり〇〇〇公民館より南に行った場所の田んぼでございます。農機具や耕作面積については、事務局、また地引委員さんに確認をしております。私が見る限りでは、特に問題はないと思いますので、皆様のご審議をお願いします。

以上でございます。

○議長（地引正和君） 次に、権利者住所地主委員の意見を求めますが、議案第1号の3については私が権利者住所地主担当委員となりますので、この場より私から意見を述べさせていただきます。

たまたまこの〇〇〇さんはちょうど〇〇〇に住んでいまして、先ほど事務局が申し上げたとおり〇〇〇出身でございます。そんな関係で、そしてまた田んぼが隣接しているというようなこともございまして、本人も農業には意欲満々というようなことでもございましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ、石塚委員。

○16番（石塚康夫君） 筆数が3筆ほどあるのですけれども、先ほどの現地確認のとき、保全管理をされているということですので、これはあくまでも図面上だけの区分けみたいな感じになっているのですけれども、現況は合計の面積になっているのですか。

○議長（地引正和君） では、保坂委員。

○1番（保坂正雄君） 現状は田んぼがぬかる田なのです。〇〇〇さんの話だと、客土をしてちょっと畑にしたいという話がありました。

以上でございます。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の4についてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成30年1月22日付で申請書の提出がありました。申請内容は、横田在住の個人が神納在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、相続により農地を取得しましたが、農業者でないため、耕作が困難なことから売買したいとのことです。譲り受け人は、対象農地が自宅から近く、耕作上便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料7ページの位置図をごらんください。場所は、横田字下大坪及び下坪良毛です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料8ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。農機具等については、トラクターや田植機、コンバインに軽トラを所有しています。もみすり乾燥については、親戚に作業委託しているとのことです。このことから、耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われま

す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で300日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が162アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人はもともと横田地区で耕作をしているため、今後とも地域の基準に従って耕作していくとのことです。



説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、権利者住所地委員及び申請地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、若林豊委員。

○8番（若林 豊君） 8番、若林です。1月の30日の午前10時に譲り受け人の方と現地で待ち合わせて調査してまいりました。場所は、事務局が言ったように〇〇〇の西側と南側ですか、これは横田耕地は土地改良したのですけれども、この土地は昔の一反田で、パイプライン等、そういうものはついておりません。今回一番ネックになろうと思ったのは、譲り受け人が非常に高齢だということなのです。ですから、これ一応会って話ししましたら、元気はいいのです、確かに。それで、もし体がきかなくなったらどうするのだというふうな質問をしましたら、せがれさんが春と秋ですか、田植えと稲刈りはいつも手伝ってくれると。そして、あとは身内、親戚に加工はいつも頼んでいると。これからも加工については親戚に頼むと。それと、せがれさんも今は勤めながらやっているということですが、今回の案件についてはせがれさんがこの田んぼを買わないかというような話を自分が持ってきて親に相談して、自分がやるから購入しようというような経過があったということです。ですから、せがれさんのほうも一応やる気があるというふうに私は認識しました。非常に高齢なのですけれども、元気な方で、周りの人に、地区の方に聞いても問題というか、あの人は元気でいつも一生懸命やっているよというような話を聞きますので、今回の案件については別に私は問題はないかというふうに考えますけれども、皆様方でご審議のほどをお願いしたいと思います。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。  
議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第2号の整理番号1ないし整理番号3についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市内の法人が市内在住3名の所有者から農地7筆、9,904平方メートルを買い取り、戸建て住宅29棟の建て売り分譲をしようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成30年1月19日に申請書の提出がなされております。

総会資料の9ページの位置図をごらんください。申請地は、JR長浦駅の南東側約2キロメートル、長浦行政センターからは南側約780メートルに位置し、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その区域の農地の規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料10ページの周辺土地利用状況図をごらんください。本件は、平成27年12月21日に農地転用許可となった建て売り分譲住宅第I期事業、転用面積9,961平方メートル、33棟分に続きまして、第II期事業として計画されたものでございます。

農地転用事業を計画するに当たり、第I期事業の進捗状況でございますが、総会資料の13ページをごらんください。今回の申請では、この分譲計画状況説明書を添付した申請となってございまして、第I期事業で8区画の未着手の箇所があるところでございますが、4月ごろまでに着手できる計画となっております。

戻っていただいて、総会資料11ページの土地利用計画図をごらんください。木造2階建て住宅につきまして、設計プランを4通り設定し、計29棟の戸建て住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、雨水は各宅内に雨水貯留浸透ますを設け、流出量を抑制の後、既設排水路へ放流し、また汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後、同様に既設排水路へ放流する計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料12ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（地引正和君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

有原運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（有原敏夫君） 7番、有原です。運営委員会の内容についてご報告いたします。

議案第2号の整理番号1ないし整理番号3についてですが、譲り受け人が売買により農地を取得し、29棟の建て売り分譲住宅用地として転用しようとする案件でございます。1月30日に運営委員会を開催して現地の調査及び関係者から状況確認をするとともに、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

現地確認には譲り受け人、譲り渡し人及び代理人に出席をいただき、午後1時50分から現地にて実施いたしました。現地では、申請農地を確認するとともに、関係者から事業説明をいただき、質疑応答を行いました。

主な質疑内容ですが、申請地内で平成28年12月から子供たちの通学路として一時転用した農地に関する質問があり、今回の申請地内では開発道路を計画しており、子供たちの安全のため早くこの道路の整備を進めたいとのことで、一時転用した農地については今回の申請のため農地復元を済ませたとの説明がありました。

また、耕作状況に関する質問があり、譲り渡し人からは長い間耕作していないとの説明を受けました。

審査会は、午後2時45分から市役所7階会議室において譲り受け人及び代理人に出席をいただき、行いました。事務局からの議案説明を受けた後、譲り受け人から事業説明を受け、続いて委員から質問があり、説明をいただきましたので、その内容についてご報告いたします。

譲り受け人からは、本申請地においてもともと畑であることから、土砂の搬入はなく、整地工事のみを行うとともに、市の開発指導における道路、公園及びごみ置き場を整備して市へ帰属する計画であるとの説明を受けました。また、被害防除対策として隣接地西側の畑地との境界には30度以内の勾配でのり面を築造し、芝生を張りつけ、土砂の流出を防止するとの説明がありました。

質疑では、第I期事業の未着手区画に関する質問に対しては、ハウスメーカーと協力協定を締結し、早期着手に向けて努力しているとのことでした。

また、入居需要に関する質問に対しては、申請地は高台にあり、震災の関係上高台を求める人がふえており、需要は見込めるとのことでした。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、運営委員全員一致にて許可すべきものということになりました。

以上、ご報告いたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 平成29年度第10次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 平成29年度第10次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第3号についてご説明いたします。

この平成29年度第10次農用地利用集積計画書（案）については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

今回の申請は、利用権設定が10件で、そのうち6件は農地中間管理事業による利用権設定となっております。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の12ページをごらんください。まず、農業経営基盤強化促進法により利用権設定を受ける方の面積は、合計で185.35アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、通常の利用権設定が1ページから2ページ、農地中間管理事業による利用権設定が5ページから7ページの農用地利用集積計画各筆明細書記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、15ページをごらんください。農業経営基盤強化促進法により所有権移転を行う案件で、件数は1件で面積は5.49アールとなっております。

所有権設定の詳細内容につきましては、13ページの農用地利用集積計画各筆明細書記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 平成29年度第9次農用地利用配分計画（案）に対する意見について

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 平成29年度第9次農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

議案第4号については、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農林振興課から農用地利用配分計画（案）の説明を求めます。

農林振興課、篠原君。

○農林振興課主査（篠原太郎君） こんにちは。農林振興課、篠原と申します。それでは、議案第4号 平成29年度第9次農用地利用配分計画（案）についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通して農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により皆様のご意見を伺うものでございます。今回は配分計画（案）が1件となっております。

まず、2ページから4ページをごらんください。農地の借り受け者は〇〇〇の株式会社〇〇〇代表取締役、〇〇〇さんです。借り受ける農地は、飯富地先8筆、8,168平方メートル、神納地先7筆、5,566平方メートル、合計で13筆、1万3,734平方メートルとなっております。先ほど議案第3号の中で説明のありました農用地利用集積計画（案）整理番号30—1—5から30—1—10に記載している農地を千葉県園芸協会から借り受け者である株式会社〇〇〇に貸し付けるものでございます。借り受けに係る双方の詳細な契約内容につきましては5ページから7ページのとおりで、8ページにつきましては借り受け者の現状及び事業計画の情報となっております。

以上で配分計画（案）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

ご苦労さまでした。

#### ◎報告事項

○議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案の5ページから8ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出があり、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成29年12月1日から平成29年12月31日までで14件でございます。

続きまして、協議報告第2号についてご報告させていただきます。

議案9ページから10ページまででございます。ごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知があり、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成29年12月1日から平成29年12月31日まででこの2件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（地引正和君） 報告は以上です。

#### ◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局、何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第22回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後3時46分 閉会